

新旧対照表

新	旧
神奈川県指定構造計算適合性判定機関指定基準	神奈川県指定構造計算適合性判定機関指定基準
(平成19年 5 月18日決定) (平成24年 3 月 7 日改正) (平成27年 5 月14日改正) (令和 4 年 2 月 1 日改正) (令和 6 年12月10日改正) <u>(令和 7 年 3 月19日改正)</u>	(平成19年 5 月18日決定) (平成24年 3 月 7 日改正) (平成27年 5 月14日改正) (令和 4 年 2 月 1 日改正) (令和 6 年12月10日改正)
第 1 用語の定義 (略)	第 1 用語の定義 (略)
第 2 構造計算適合性判定員の数について (略)	第 2 構造計算適合性判定員の数について (略)
第 3 構造計算適合性判定の業務の体制、方法等について 指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）及び機関の判定員は、次に適合しなければならないものとする。 一 (略) 二 機関は、機関の <u>役職員（判定員を含む。）</u> 以外の者を判定の業務に従事させてはならない。 三 機関は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イから <u>ト</u> までに掲げる者が第 1 第十二号イからハマまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定を行ってはならない。 イ～ト (略) <u>（削除）</u> 四～五 (略)	第 3 構造計算適合性判定の業務の体制、方法等について 指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）及び機関の判定員は、次に適合しなければならないものとする。 一 (略) 二 機関は、機関の職員以外の者を判定の業務に従事させてはならない。 三 機関は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イから <u>チ</u> までに掲げる者が第 1 第十二号イからハマまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定を行ってはならない。 イ～ト (略) <u>チ 機関の役職員が代表者の地位を占める企業、団体等（過去二年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む。）</u> 四～五 (略)
第 4 財産の評価額の対象となる保険契約について (略)	第 4 財産の評価額の対象となる保険契約について (略)
第 5 経理的基礎について (略)	第 5 経理的基礎について (略)
第 6 指定構造計算適合性判定機関の役職員等の構成について 法第七十七条の三十五の四第五号に規定する基準に関し、機関の役職員等の構成は次に掲げるものとする。 一 (略) 二 次の表の法人の区分の欄に応じ、それぞれ同表の制限対象者の欄に定める者（以下「制限対象者」という。）のうち制限業種(軽微なものを除く。以下同じ。)に従事する者 <u>若しくは制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に所属していた者を含む。）</u> 又は制限業種を営む法人の割合が三分の一を超えないこと。	第 6 指定構造計算適合性判定機関の役職員等の構成について 法第七十七条の三十五の四第五号に規定する基準に関し、機関の役職員等の構成は次に掲げるものとする。 一 (略) 二 次の表の法人の区分の欄に応じ、それぞれ同表の制限対象者の欄に定める者（以下「制限対象者」という。）のうち制限業種(軽微なものを除く。以下同じ。)に従事する者 <u>（制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に所属していた者を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）</u> 又は制限業種を営む法人の割合が三分の一を超えないこと。 <u>この場合において、制限対象者の親族が制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員（過去二年間に役員であった者を含む。以下同じ。）である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者とみなしてこの号を適用する。</u>

新	旧
(削除)	<u>三 前号の場合において、一般社団法人の社員又は組合の組合員（以下「社員等」という。）の親会社等に制限業種を営む個人事業者、制限業種を営む法人の役員又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該社員等は制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人とみなして前号を適用する。</u>
<u>三 機関が一般社団法人又は組合である場合にあっては、一のグループ会社等（制限業種に従事する者若しくは制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に所属していた者を含む。）又は制限業種を営む法人が含まれる場合に限る。）が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総社員等の議決権の三分の一を超えないこと。</u>	<u>四 機関が一般社団法人又は組合である場合にあっては、一のグループ会社等（制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が含まれる場合に限る。）が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総社員等の議決権の三分の一を超えないこと。</u>
<u>四 機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者若しくは制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に所属していた者を含む。）又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権の数の合計（総株主の議決権の千分の一未満を保有する株主の議決権については、総株主の議決権の三分の一を上限に除外できる。）が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。</u>	<u>五 機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権の数の合計（総株主の議決権の千分の一未満を保有する株主の議決権については、総株主の議決権の三分の一を上限に除外できる。）が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。</u>
<u>(削除)</u>	<u>六 前号の場合において、株主（総株主の議決権の百分の五以上を有する者に限る。以下同じ。）の親族に制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者とみなして前号を適用する。</u>
<u>(削除)</u>	<u>七 第五号の場合において、株主の親会社等に制限業種を営む個人事業者、制限業種を営む法人の役員又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種を営む法人とみなして第五号を適用する。</u>
<u>五 機関が株式会社である場合にあっては、一のグループ会社等（制限業種に従事する者若しくは制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に所属していた者を含む。）又は制限業種を営む法人が含まれる場合に限る。）が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。</u>	<u>八 機関が株式会社である場合にあっては、一のグループ会社等（制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が含まれる場合に限る。）が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。</u>
<u>六 機関の親会社等（令第三百三十六条の二の十四第一項第三号又は同条第二項の規定により親会社等に該当する場合を除く。）について、第二号から第五号までの規定を準用する。</u>	<u>九 機関の親会社等（令第三百三十六条の二の十四第一項第三号の規定により親会社等に該当する場合を除く。）について、第二号から第八号までの規定を準用する。</u>
<u>七 機関の代表者及び担当役員が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に所属していた者を含む。）でないこと。</u>	<u>十 機関の代表者及び担当役員が、制限業種に従事する者でないこと。</u>
<u>八 前各号に定めるもののほか、機関と制限業種との関係が判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</u>	<u>十一 前各号に定めるもののほか、機関と制限業種との関係が判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</u>
第7 監視委員会の設置について (略)	第7 監視委員会の設置について (略)
第8 兼業の制限について (略)	第8 兼業の制限について (略)
附 則	
<u>1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。</u>	
<u>2 令和6年12月10日において現に契約を締結している判定の業務に係る第3の適用については、なお従前の例による。</u>	